

平成31年度大蔵村おたふくかぜ予防接種実施要綱をここに公布する。

平成31年4月1日

大蔵村長 加藤 正 美

大蔵村要綱第61号

平成31年度大蔵村おたふくかぜ予防接種実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、幼児のおたふくかぜ感染を防ぎ病気の発生や、重症化、まん延の防止を図るため、公費負担による任意のおたふくかぜ予防接種(以下「任意接種」という。)を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(実施主体)

第2条 任意接種事業の実施主体は、大蔵村とする。

(対象者の接種回数及び費用負担)

第3条 予防接種の対象者は大蔵村に住民登録している1歳以上、小学生未満の幼児とし、接種回数、接種間隔及び費用負担はワクチンの種類により次のとおりとする。

ワクチンの種類	接種回数及び接種間隔	費用負担
おたふくかぜワクチン	接種回数は1人2回とし1回目は1歳以上、以降2回目は1年以上の間隔をあけて、小学校就学前までに接種を完了するものとする。	接種1回あたり3,800円を上限とし、その金額に満たない場合はその額とする。

(実施内容)

第4条 任意接種は、大蔵村が別に予防接種業務委託契約を締結した医療機関(以下「協力医療機関」という。)において、個別接種により実施するものとする。

- 任意接種希望者は、大蔵村おたふくかぜ予防接種確認書(様式第1号)を村長に提出し、任意接種を受けるものとする。
- 任意接種の費用は、第3条に定める額を償還払いにより大蔵村が助成するものとする。

(償還払による助成)

第5条 任意接種対象者が、協力医療機関で接種を受けた場合は第3条の金額を上限とし、自己負担に係る実費を申請できるものとする。

2 償還払を希望する者は、任意接種を受けた日の属する年度の末日までに、大蔵村おたふくかぜ予防接種費用助成申請書(様式第2号)に、次の書類を添えて、村長に申請するものとする。

- (1) 医療機関で発行した任意接種に係る領収書
- (2) 預金通帳の写し(口座名義等を確認できる部分)
- (3) 接種済みを確認できる書類の写し(母子手帳等)

3 村長は、前2項の請求を受けたときは、その内容を審査し、適正と認めたときは申請者に助成金として交付するものとする。

(事故時の補償)

第6条 この事業に基づく任意接種による健康被害の補償については、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成14年法律第192号)に基づく救済及び大蔵村予防接種事故災害補償規程(昭和59年5月22日規程第1号)により措置するものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。